

第 8 5 号議案

足立区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を
改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 1 年 5 月 2 9 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を
改正する条例

足立区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和 3 1 年
足立区条例第 1 2 号）の一部を次のように改正する。

附則に次の 1 項を加える。

- 5 平成 2 1 年 6 月に支給する期末手当に関する第 8 条第 2 項の規定の
適用については、第 8 条第 2 項中「1 0 0 分の 1 6 5」とあるのは「1
0 0 分の 1 5 0」とする。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

議員の期末手当の支給に関する特例を定める必要があるので、この条
例案を提出いたします。